

平成二十五年法律第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条の二）

第二章 個人番号（第七条—第十六条の五）

第三章 個人番号カード（第十六条の二—第十八条の五）

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）

第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供（第二十一条—第二十

六条）

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等（第二十七条—第二十九条の四）

第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条—第三十二条）

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十三条—第三十八条）

第六章の二 機構処理事務等の実施に関する措置（第三十八条の二—第三十八条の十三）

第七章 法人番号（第三十九条—第四十二条）

第八章 雜則（第四十三条—第四十七条）

第九章 罰則（第四十八条—第五十七条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつて異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになるとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようとするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をい

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいふ。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コードをい（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

この法律において「本人」とは、個人番号によつて識別される特定の個人をいう。

この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項（外国人住民（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。次項において同じ。）にあっては、第二号に掲げる事項を除く。）が記載され、第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の方法によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

一 氏名

二 氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。）

三 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

四 生年月日

五 性別

六 個人番号

七 その他政令で定める事項

8 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第一号から第六号までに掲げる事項（外国人住民にあっては、同項第二号に掲げる事項を除く。）及び本人の写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあっては、当該事項。第十八条の二第二項において「カード代替電磁的記録」という。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項並びに同条第一項及び第二項において同じ。）並びに当該電磁的記録がその送信を行つた者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第十八条の二第二項及び第三項において同じ。）を行つたものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。

9 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

10 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

11 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報をファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

12 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により個人番号利用事務に關して行わられる他の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

13 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

三	前二号に掲げるもののほか、個人番号の提供をする者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置
第三章 個人番号カード	
(個人番号カードの発行等)	
第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者(国外転出者である者に限る。第四項において同じ。)の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。	
1 前項の申請は、機構に対し、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳(国外転出者にあっては、戸籍の附票。以下この項及び第五項において同じ。)を備える市町村の長(当該市町村以外の市町村の長を経由して申請することができる。)に掲げる措置がとられた者であることを確認するための手続(その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めたもの)の提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること(これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。)	
2 総務省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長(当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることが経由して行うものとする。)	
3 戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)又は当該戸籍を備える市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出ができる。	
4 市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置をとることができる。	
5 市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置をとる者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る。に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第七項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって同号に掲げる措置をとるものとする。	
6 市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。	
7 第二項又は前項の規定により交付市町村長に代わって第一項第二号に掲げる措置をとった市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。	
8 第六項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第十一項において「住所地市町村長」という。)に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。	
9 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。	
10 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。	
11 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。	
12 国外転出者に対する第八項、第九項及び前項の規定の適用については、第八項中「その変更があつた日から十四日以内に」とあるのは「速やかに、直接に又は領事官を経由して」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第九項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」とする。	
13 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの再交付の手続その他個人番号カードに関する手續(その者に係る住民票に記載されている個人番号を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めたもの並びに当該住民票に記載されている個人番号を確認すること)。	

ードの有効期間その他個人番号カードに関し必要な事項（再交付等に関する事項を除く。）は主務省令で定める。

（個人番号カードの利用）

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあっては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するため必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るために必要なものとして内閣総理大臣及び総務大臣（第三十八条の八から第三十八条の十一まで及び第三十九条の十三において「主務大臣」という。）が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。

一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務

二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務

（カード代替電磁的記録の発行等）

第十八条の二 個人番号カードの交付を受けている者（個人番号カード用署名用電子証明書（電子署名等）に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三条。以下この条及び第三十八条の八第一項において「公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。以下この条において同じ。）の発行を受け、当該個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失つてない者に限り、第三項又は第十項の規定により既に自己に係るカード代替電磁的記録の発行を受け、当該カード代替電磁的記録が効力を失つてない者を除く。）は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に記録して利用するため、その者の申請により、当該カード代替電磁的記録の発行を受けることができる。

2 前項の申請は、当該申請を行う者（以下この項から第四項までにおいて「申請者」という。）が、主務省令で定めるところにより、前項の移動端末設備を使用して、機構に対し、当該申請者の個人番号カードに記録されたカード代替電磁的記録を送信して行うものとする。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者符号をいう。次項において同じ。）を用いて電子署名を行わなければならぬ。

3 前項前段の規定による送信を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が公的個人認証法第十五条第一項の規定により効力を失つてないことを当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者検証符号をいう。）に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、主務省令で定めるところにより、当該申請に係るカード代替電磁的記録を発行し、これを当該申請者に係る第一項の移動端末設備に送信するものとする。

4 前項の規定による送信を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該送信に係るカード代替電磁的記録を第一項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 カード代替電磁的記録の有効期間は、三月以内で主務省令で定める期間（当該期間内に個人番号カードの有効期間が満了する者に係るものにあっては、当該満了の日までの期間）とする。カード代替電磁的記録利用者（カード代替電磁的記録の発行を受けた者をいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。）は、自己に係るカード代替電磁的記録を次項の規定による確認を受けることができるものとして提供するときは、次条第一項の認定を受けたプログラム

（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラム）を用いて当該カード代替電磁的記録の送信を行わなければならない。

前項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けた者は、当該カード代替電磁的記録が該送信を行った者のものであることの確認について、第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものとする。

カード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録を記録した第一項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときその他当該カード代替電磁的記録を失効させるべき場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

9 カード代替電磁的記録は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

一 第十七条第十項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カードが失効し、又は公的個人認証法第十五条第一項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カード用署名用電子証明書が失効したとき。

二 カード代替電磁的記録の有効期間が満了したとき。

三 機構が当該カード代替電磁的記録利用者から前項の規定による届出を受けたとき。

四 カード代替電磁的記録に記録された事項について、記録誤り又は記録漏れがあることが判明したとき。

五 前各号に定めるもののほか、主務省令で定める場合

10 機構は、前項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われたときは、主務省令で定めるところにより、直ちに、当該カード代替電磁的記録が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備に対して、電気通信回線を通じてその旨の通知を送信する措置を講じなければならない。この場合において、機構は、当該移動端末設備が当該通知を受信したことを確認するまでの間、当該措置を継続しなければならない。

11 機構は、第九項第一号に掲げる事由に該当する場合には、速やかに、当該カード代替電磁的記録の効力が失われた場合には、速やかに、当該カード代替電磁的記録の発行を受けていた者に對して新たなカード代替電磁的記録を発行し、これをその者の第一項の移動端末設備に送信するものとする。

12 機構は、第三項若しくは前項の規定によりカード代替電磁的記録を発行した場合又は第九項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われた場合には、主務省令で定めるところにより、当該カード代替電磁的記録に係るカーデ代替電磁的記録利用者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあっては、戸籍の附票）を備える市町村の長に對し、主務省令で定める事項を通知するものとする。

13 機構は、カード代替電磁的記録に關して、カード代替電磁的記録の発行及び運用に関する状況の管理その他主務省令で定める事務を行ふものとする。

14 前項に定めるものほか、第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行及び送信の手続その他のカード代替電磁的記録に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定）

第十八条の三 内閣総理大臣は、移動端末設備からカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムについて、当該プログラムを提供する者の申請により、次に掲げる基準を満たすものである旨の認定をすることができる。

15 カード代替電磁的記録を送信しようとする場合には、自動的に、電気通信回線に接続して当該移動端末設備に對して前条第十項前段の規定による通知（以下この号及び次号において「失効通知」という。）の送信を行われないことの確認及び当該移動端末設備が受信すべき失効通知があつた場合における当該失効通知の受信を行う機能を有するものであること。

- 二 当該移動端末設備が失効通知を受信した場合には、その旨の通知を機構に対して送信するとともに、当該失効通知に係るカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなる機能を有するものであること。
- 三 カード代替電磁的記録の送信を行うに当たり、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者が当該送信を行うことを確認するための措置として主務省令で定めるものを行う機能を有するものであること。
- 四 その他主務省令で定めるものであること。
- 2 内閣総理大臣は、前項の認定をしたときは、主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 3 内閣総理大臣は、前条第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行おうとするカード代替電磁的記録利用者が第一項の認定を受けたプログラムを容易に利用することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の認定に関して必要な事項は、主務省令で定める。
- (内閣総理大臣による確認用プログラムの提供等)
- 第十八条の四** 内閣総理大臣は、カード代替電磁的記録の送信を受けた者が行う第十八条の二第七項の規定による確認の用に供するため、次に掲げる機能を有するプログラムをインターネットを利用する方法により公衆に提供するものとする。
- 一 当該送信が当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者によって行われたことを確認するための措置として主務省令で定める措置を行う機能
- 二 当該送信を受けたカード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置として主務省令で定める措置を行う機能
- 三 その他主務省令で定める機能
- 2 内閣総理大臣は、カード代替電磁的記録の送信を受けた者が第十八条の二第七項の規定による確認を行うためのプログラム（前項の規定により提供されるプログラムを除く。）について、当該プログラムを提供する者の申請により、前項各号に掲げる機能を有するものである旨の認定を確認することができる。
- 3 内閣総理大臣は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 4 前二項に定めるもののほか、第二項の認定に関して必要な事項は、主務省令で定める。
- (個人番号カードの発行等に関する手数料)
- 第十八条の五** 機構は、第十六条の二第一項、第五項及び第七項並びに第十七条第三項の規定による個人番号カードの発行に係る事務並びに第十八条の二第三項及び第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行に係る事務（第三項において「カード代替電磁的記録発行事務」という。）に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。
- 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 機構は、第一項の手数料（カード代替電磁的記録発行事務に関するものを除く。）の徴収の業務を交付市町村長（第十七条第二項又は第四項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあっては、当該市町村長）に委託することができる。

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法

- 第一百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に對し提供するとき（以下この号において同じ。）。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき（第十二号に規定する場合を除く。）。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に對し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき（以下この号において同じ。）であつた者が他の使用者等における従業者等についた場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報等を提供するとき。
- 五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- 六 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- 七 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他の政令で定める同法の規定により特定個人情報提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合には、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するため、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報をして主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がいる場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。
- 九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報をあつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。
- 十 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五

項、第七十二条の五十八、第三百七条、第二百二十五条又は第七百三十九条の五第七項の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）又は国税（国税通則法第一条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税若しくは森林環境税に関する特定個人情報提供の場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するため必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は也の長達幾箇年等に対する、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に

電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録さるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口

座の開設を受ける者が第九条第四項に規定する書面（所得税法第一百一十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等

に告知した個人番号を含む特定個人情報提供の場合において、当該特定個人情報の安全を確保するため必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

員会」という。)に提供するとき。

五 各講習若しくは各講習の委員会若しくは参考講習の講習会が同会社(田利二二五)沿第十九号)第一百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十五号)第一

条の規定により行う審査若しくは調査 評議手続その他の裁判所における手続 裁判の執行
刑事案件の捜査 税法に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第
三十六条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の

必要があるとき。
六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

一七 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。
（収集等の制限）

（第一項）（個人の権利を侵害する行為を防ぐ）（個人の権利を尊重する）（個人情報を適切に保護する）（個人情報を不正に収集・利用・開示・更に漏洩する）（個人情報を不正に取扱う）（個人情報を漏洩する）（個人情報を不正に取扱う）（個人情報を漏洩する）

情報提供ネットワークシステム）

内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求められたときは、当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報をそのことのとおりとして記録する。

情報提供者に対して利用特定個人情報を記録している情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報

情報提供用個人識別符号の取得
二十一條の二 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、
情報提供用個人識別符号を内閣総理大臣から取得することができる。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供 提供ネットワークシステム

の扱いがおかしいとの見方で、
(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

三二一 情報照会者及び情報提供者の名称
提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時
利用寺定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項
前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該利用特定個人情報の提供の求

め又は提供の事実が次の各号のいすれかに該当する場合には、その旨を情報提供者トワーケンシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供 提供ネットワークシステム

の扱いがおかしいとの見方で、
(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

三二一 情報照会者及び情報提供者の名称
提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時
利用寺定個人情報の項目

四 前三号に規定する事項のほか、デジタル庁令で定める事項
前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該利用特定個人情報の提供の求

め又は提供の事実が次の各号のいすれかに該当する場合には、その旨を情報提供者トワーケンシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するに必要なことやつけるべき措置をとるときは、この限りでない。

第二節 個人情報保護法の特例等

(個人情報保護法の特徴)

規定		読み替えられる個人情報保護法の規定		読み替える字句	
第六十九条 第一項		第六十九条 第一項		第六十九条 第一項	
第五項		第三項		第二項	
第八十九条 第八項	第八十九条 第五項	第八十九条 第三項	第八十九条 第二項第一号	第六十九条 第二項	第六十九条 第一項
定める	定める	配慮しなければならない	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	自ら利用し、又は提供してはならない	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的
定める	定める	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長及び地方公共団体の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	自ら利用する	利用目的以外の目的（独立行政法人等にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第五項の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的）

第九十 七条	当該保有 個人情報 の提供先	當該保有 個人情報 の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報 提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例 事務関係情報提供者(当該訂正による同法第二十三条第一項及び第二項 (これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む)に規定 する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長等以外のものに限 る。)	替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額 し、又は免除することができる	2	デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三第三項(第二十六条において準用する 場合を含む)に規定する記録に記録された特定個人情報を閲覧する場合は、個人情報保護法第六十九 条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第 三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄 に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	2
第九十七 条	第九十七 条第三項 第一条項 第六十九 条第一項 第六十九 条第二項 第八十九 条第三項 第八十九 条	当該保有個人情 報の提供先	当該保有個人情 報の提供先	読み替えられる 個 人 情 報 保 護 法 の 規 定	読み替えられる 字句	読み替えられる 字句	読み替える字句
3	個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十六条第一項(同条第二項 (第一号及び第五号(同項第一号に係る部分に限る)に係る部分に限る)において準用する場合を含む 合を含む。以下この項において同じ)、第六十七条から第六十九条第一項まで、第七十六条から 第八十四条まで、第八十六条、第八十七条、第八十九条第四項から第六項まで、第九十条から第 九十五条まで、第九十七条及び第一百二十七条の規定(みなし個人情報取扱事業者については、個人 情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十六条第一項まで及び第六十七条から第六十九条 第一項までの規定)は、行政機関等以外の者(みなし個人情報取扱事業者を含む)が保有する 第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報をについて準用する。この 場合において、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表 の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第 二十三条第三項(同法第二十六条において準用する場合を含む 。)に規定する記録に記録された同法第十九条第八号に規定する 情報照会者及び情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務 関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者					

読み替えられる字句	読み替えられる字句
第六十九条 第六項 第二項 第一項	定護法の規人情報保され個体読み替えられる字句
第八十六条 第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的
第八十九条 第四項 第九項	自ら利用し、又は提供してはならない
第九十七条 第一項	及び開示請求者
（特定個人情報の保護を図るための連携協力）	、開示請求者及び開示請求を受けた者
第三十二条 委員会は、特定個人情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。第九十七条において同じ。）に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に關し、手数料を徴収することができる。
（指導及び助言）	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のもに限る。）
第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。（勧告及び命令）	第三十四条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関する法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関する必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。（報告及び立入検査）	委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関する法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止を命ずることができる。

の職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入りらせ、特定個人情報の取扱いに関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(適用除外)

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十五号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

第三十七条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関する、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上で、その機能の安全性及び信頼性を確保するよう、内閣総理大臣その他の関係行政

機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。
2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)
第三十八条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報

の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

第三十ハ条の二 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務（以下「機構処理事務」といふ。）の実施に關し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認

可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2. 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることがある。

（機構処理事務特定個人情報等の安全確保）
できる。

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報（以下「**二つ名及び次条第二項による、「機構四里事務専任官、青報等」という。**」）の電子化

情報（以下この文及て「次条第二項において一機関处理する特定個人情報等」といふ。）の管理等を行ふに当たっては、機関处理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止そ

の他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機等の委託（二以上との設

(機構の役職員等の秘密保持義務)
第三十八条の二 機構の役員若しくは職員 (地方公共団体本情報システム幾萬去) (平成二十五年)

法律第二十九号) 第二十七条第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員を

（一）又はこれらの職にあつた者は、機構処理事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託

を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た機密処理事務特定個人情報等に関する秘密又は機密処理事務特定個人

情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け)

第三十八条の四 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。
(報告書の公表)

第三十八条の五 機構は、毎年少なくとも一回、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。
(監督命令)

第三十八条の六 機構は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要な命令をすることができる。
は、機構に対し、機構処理事務の実施に關し監督上必要な命令をすることができる。

第三十八条の七 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、報告及び立入検査)

第三十五条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（個人番号カード関係事務に係る中期目標）

第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二、第十七条第三項並びに第十八条の二第二項、第三項、第八項及び第十項から第十三項までの規定により機構が処理する事務並びに公的個人認証法第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ。）の実施に關し、三年以上五年以下の期間において機関が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機関に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十一第一項第二号及び第三号において同じ。）

二 個人番号カード関係事務に係る業務運営の質の向上に関する事項

三 個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要事項

四 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

（個人番号カード関係事務に係る中期計画）

第三十八条の九 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めることにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十八条の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

（中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。）

3 主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（個人番号カード関係事務に係る年度計画）

第三十八条の十 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画（次条第五項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等）

第三十八条の十一 機構は、毎事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいすれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならぬ。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

2 機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

5 機構は、第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7 主務大臣は、機構の理事長が前項の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議（地方公共団体情報システム機構法第八条第一項に規定する代表者会議をいう。次項において同じ。）に対し、期間を指定して、当該理事長を解任すべきことを命ずることができる。

8 主務大臣は、機構の代表者会議が前項の規定による命令に従わなかつたときは、同項の命令に係る理事長を解任することができる。

（個人番号カード関係事務に係る財源措置）

第三十八条の十二 国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

（財務大臣との協議）

第三十八条の十三 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十八条の八第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十八条の九第一項の規定による認可をしようとするとき。

（通知等）

第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十八条、第一百四十九条若しくは第二百五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているもの）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。（情報の提供の求め）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十二条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。（資料の提供）

第四十一条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。（正確性の確保）

第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。（指定期間の特例）

第四十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをることができる。

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を除く。）（事務の区分）

第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を除く。）（事務の区分）

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをることができる。

第四十五条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。（戸籍関係情報作成用情報の特例）

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行ふ目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。（情報の提供の求め）

3 前項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

2 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

第四十六条 この法律における主務省令は、デジタル庁令・総務省令とする。（主務省令）

（政令への委任）

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他のこの法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報等の提供に関する事務に従事する者又は従事していない者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百

二十八号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。) その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

2

前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用を妨げない。

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員(領事官であつてこれらの者以外の者を含む。)が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を収集したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の二 第三十八条の三の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の三 第四十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二 第二十二条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせざりその他不正の手段により個人番号カードの交付又はカード代替電磁的記録の発行を受けたときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二 第二十二条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の四 第三十八条の四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿を保存しなかつたとき。

第五十五条の五 第三十八条の五の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対し虚偽の答弁をし、若しくは虚偽の答弁を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の六 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対する当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科す。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条 一億円以下の罰金刑

二 第五十二条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条(第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。)並びに附則第四条の規定 平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)、第三十一条、第六章第二节(第五十四条を除く。)、第七十三条、第七十四条及び第七十七条(第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)から第三項まで、第三十条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)及び第二項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。)、第六十三条(第十七条第一項及び第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、第七十五条(個人番号カードに係る部分に限る。)並びに第七十七条(第七十五条(個人番号カードに係る部分に限る。)に係る部分に限る。)並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十九条第七号、第二十二条から第二十三条まで並びに第三十条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)及び第二項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 行政機関の長等は、この法律(前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日(次項において「施行日」といいう。)において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する第八条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号とすべき番号をその者に通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者について、同法附則第四条の規定により住民票に

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで
の規定 平成二十六年十月一日
(政令への委任)

第十九条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二六年五月三〇日法律第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

(平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則

(平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則

(平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第七条(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第六十五条の改正規定に限る。)、第八条、第十二条及び第十三条の規定(平成二十六年法律第六十号)第六十五条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条及び第四十八条の規定、附則第五十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条及び第四十八条の規定、附則第五十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条及び第四十八条の規定、附則第五十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条及び第四十八条の規定、附則第五十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十六条、第五十七条及び第五十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第一百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(同条第十四項)を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、同

(政令への委任) 第二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十三条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

附 則

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

附 則

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

附 則

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

附 則

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

附 則

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

附 則

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

附 則

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

附 則

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

附 則

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

法第二百一条第一項、第二百三条及び第一百五条並びに附則第九条第一項たなし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条及び第四十八条の規定、附則第五十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十三条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十五条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第一百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(同条第十四項)を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、同

定、同条を同法第十条の五の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定（同条第一項第五号の次に一号を加える部分及び同項第六号に係る部分を除く。）、同法第十一条第一項の表の第一号の改正規定、同法第十一条の三第一項の改正規定（「第三項」を「次項」に改める部分を除く。）、同法第十三条第二項の改正規定、同法第十三条の二を削る改正規定、同法第十三条の三第二項の改正規定（特定建物等）を「次世代育成支援対策資産」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条を同法第十三条の二とする改正規定、同法第十四条の二第三項の改正規定（特定再開発建築物等）を「特定都市再生建築物等」に改める部分を除く。）、同法第十五条第二項の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定（第十条の二の二、第十条の三）を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分を除く。）、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十六条第二項第五号の改正規定、同法第二十八条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十八条の三第十一項の改正規定、同法第三十条の二第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の六第二項の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定（第十条の二の二、第十条の三）を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分を除く。）、同法第二项の改正規定、同法第三十七条の十第四項第三号の改正規定、同法第三十七条の十一第一项の改正規定、同法第三十七条の十一の三第五項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第七項に係る部分、同条第九項に係る部分、同条第十三項に係る部分、同条第十六項に係る部分、同条第十九項に係る部分、同条第二十一項に係る部分及び同条第二十三項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定、同条を同法第三十七条の十四の四とする改正規定、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定、同条を同法第三十七条の十四の三とする改正規定、同法第三十七条の十四の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに同法第六十七条の十七第二項の改正規定（及び第九項）を「第九項及び第十一項」に改める部分に限る。）、並びに附則第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条、第六十二条、第六十四条第八項、第六十六条、第六十九条第一項、第七十条、第九十七条第三項、第一百十五条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の改正規定に限る。）、第一百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第二十五項」を「第二十六項」に改める部分に限る。）に限る。）及び第一百一十九条の規定

五から七まで 略

八 第三条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定並びに附則第三十四条第四項及び第一百一十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（第五十九条第一項から第三項まで）を「第五十九条第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

五百三十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

五百三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二七年五月一九日法律第一七号）抄

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十一条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第六十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月九日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日

三 第六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。)並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

五 第三条及び第六条(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。)並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置)

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に第四条の規定による改正前の番号利用法(以下この条において「旧番号利用法」という。)又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法(以下この条において「新番号利用法」という。)又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧番号利用法(旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)を含む。次項において同じ。)又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対ししてされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法(新番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を含む。次項において同じ。)又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に對して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていない

いものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

(委員長又は委員の任命等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に從前の特定個人情報保護委員会の委員長又

は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかるらず、第二号施行日における從前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に從前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(守秘義務に関する経過措置)

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後もなお従前の例による。

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿加工情報（行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導・助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又

は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附 則（平成二八年三月三一日法律第一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三三九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

附 則（平成二八年三月三一日法律第一五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条第二項の改正規定、同法第一百五十一条の二第四項第二号の改正規定（「第一百五十一条の二第一項又は第二項（「」を「第一百五十一条の四第一項又は第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の」に改める部分を除く。）」、同法第六十六条の改正規定（前編第五章）の下に「及び第六章」を加える部分を除く。）並びに同法第一百三十二条第一項及び第一百三十三条の改正規定並びに附則第六条、第十四条第二項及び第一百六十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（第五十七条第二項若しくは）を削る部分に限る。）の規定（罰則に関する経過措置）

第百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条の改正規定	第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十一号	第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号
第二十七条第一項第五号	第二十七号第一項第五号	第二十八号第一項第五号
第二十八条の改正規定	第二十八条	第二十八条の三
第二十九条第一項第五号	第三十九条	第三十九条
第三十九条の改正規定	第三十九条	第三十九条
第四十一条の三	第十四号	第十五号
第六章の次に一章を加える改正規定	第十九条第十二号	第十九条第十三号
第六章の次に一章を加える改正規定	第十九条第十三号	第十九条第十四号
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十一条の二	第三十八条の二
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十二条の三	第三十八条の三
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十三条の四	第三十八条の四
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十四条の五	第三十八条の五
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十五条の六	第三十八条の六
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十六条の七	第三十八条の七
第六章の次に一章を加える改正規定	第三十八条第二項	第三十五条第二項
第六章の次に一章を加える改正規定	第五十八条の次	第五十五条の次
第六章の次に一章を加える改正規定	第五十八条の二	第五十五条の二
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十二条の四	第三十八条の四
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十三条の七第一項	第三十八条の七第一項
第三項の場合において、前条の規定は、適用しない。	第三十九条	第三十九条
附 則（平成二十九年六月一日法律第五二号）抄	第三十九条	第三十九条
（施行期日）	第三十九条	第三十九条
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第三十九条	第三十九条
第一条 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日	第三十九条	第三十九条
（罰則の適用に関する経過措置）	第三十九条	第三十九条
第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定にて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第三十九条	第三十九条
附 則（平成三十一年三月三日法律第七号）抄	第三十九条	第三十九条
（施行期日）	第三十九条	第三十九条
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第三十九条	第三十九条
第一条 第十五条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号及び第五条の三第四項第四号の改正規定と同一の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第三十九条	第三十九条
（罰則の適用に関する経過措置）	第三十九条	第三十九条
イから今まで 略	第三十九条	第三十九条
ト 第十五条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号及び第五条の三第四項第四号の改正規定と同一の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第三十九条	第三十九条
一から三まで 略	第三十九条	第三十九条
四 次に掲げる規定	第三十九条	第三十九条
（施行期日）	第三十九条	第三十九条
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第三十九条	第三十九条
第一条 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日	第三十九条	第三十九条
（罰則の適用に関する経過措置）	第三十九条	第三十九条
第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定にて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第三十九条	第三十九条
附 則（平成三十一年三月三日法律第七号）抄	第三十九条	第三十九条
（施行期日）	第三十九条	第三十九条
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第三十九条	第三十九条
第一条 第十五条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号及び第五条の三第四項第四号の改正規定と同一の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第三十九条	第三十九条
（罰則の適用に関する経過措置）	第三十九条	第三十九条
イから今まで 略	第三十九条	第三十九条
ト 第十五条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号及び第五条の三第四項第四号の改正規定と同一の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第三十九条	第三十九条
一から三まで 略	第三十九条	第三十九条
四 次に掲げる規定	第三十九条	第三十九条

る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九項に係る部分（「平成十四年法律第百五十一号」を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十条の三の三第二十項の改正規定、同法第四十一条の十三の三第七項第四号の改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十二条の二十一第一項の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十六条、第八十四条、第一百四十二条の規定及び第一百四十二条の規定

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附錄三(金刀月日)海行第四四

1

五

附 則　（平成三〇年六月二七日法律第六六号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条、第五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定（处分、申請等に関する経過措置）
第十二条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行

の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらが行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成三十一年七月六日法律第七一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「平成十年法律第四十六号」）の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定（罰則に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条（地方税法第二十七条第二項の改正規定（「第五十条第六項、」を削る部分を除く。）及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。）、第九条から第十六条まで、第十七条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三条第一号ニの改正規定に限る。）、第十八条、第十九条及び第二十一条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日法律第四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条の規定 公布の日
二 次に掲げる規定 令和二年四月一日

（施行期日） イ からハまで 略

二 第十条中国税通則法の目次の改正規定、同法第七十条第四項第三号の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定（「。」は「。以下この条において同じ。」は「。」に「。」の氏名）を「。以下この条において同じ。」に、「名称」を「名称。次条及び第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分に限る。）及び同法第七章の二中同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第一百九条及び第一百十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「所得税法」を「若しくは第七十四条の十三の三、所得税法」に改める部分に限る。）及び同法別表第一の三十八の項の次に次のように加える改正規定に限る。）の規定八から十五まで 略

十六 次に掲げる規定 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日

イ 略

口 第十一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「退職所得」を「退職所得等」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の二第一項の改正規定（「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の三第一項の改正規定（「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第十条の五の四第二項第二号口の改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二章第三節の節名の改正規定、同法第二十九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十二の二第二項第七号の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項から第三項までの改正規定（「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分及び「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第九項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二項まで」を「第二十九条の二第九項から第十三項まで」に改める部分に限る。）の同法第四十二条の三第四項第二号の改正規定（「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十第四三十項」に改める部分を除く。）、同項第五号及び第六号の改正規定（「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第九項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の三

規定、同法第二十二条の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十二、第三十条の十五、第三十条の二十九第一項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に「第一章」を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十一条の改正規定、同法別表第一の改正規定（第三十条の三十一）の下に、「第三十条の四十四、第三十条の四十五、第三十条の四十六、第三十条の四十七第三項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（第三十条の十一）の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第三の改正規定（第三十条の四十四の四）を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第四の改正規定（第三十条の十二）の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第五の改正規定（第三十条の十五）の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。）並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しが付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条、第十二条、第十三条、第十四条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第七十条、第十二条、第十三条、第十四条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の改正規定及第十六条の前見出しを削り、同条の前に見出しが付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第二十九条、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三項の改正規定並びに同法第七十七条の改正規定並びに同法第七十七条の二の改正規定及び第十四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）並びに番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（次項において「第六号施行日」という。）において現に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この項及び第三項において「旧番号利用法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧番号利用法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下この条において同じ。）の交付を受けている者（次項及び第三項において「通知カード所持者」という。）についての旧番号利用法第七条第六項の規定による当該通知カード所持者に係る記載により通知カード所持者（第六号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）である本人（番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。）から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法（次項において「新番号利用法」という。）第十六条の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

3 市町村長は、通知カード所持者（第一項の規定によりなお從前の例によることとされる旧番号利用法第七条第六項の規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による

知カードの返納をした者を除く。）に対しその者に係る個人番号カード（新番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）を交付するときは、新番号利用法第十七条第一項に規定する措置をとるほか、その者から通知カードの返納を受けなければならない。（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。附則第九条第二項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第九条 2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）、第六条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の二第一項の改正規定を除く。）及び第十四条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）の規定（前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行日のいずれか遅い日（施行期日））

三 目次の改正規定（特例）を「特例等」に改める部分に限る。）、第六章の章名の改正規定及び同条に三条を加える改正規定（第一百二十二条の三に係る部分に限る。）並びに附則第十三条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）、第六条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の二第一項の改正規定を除く。）及び第十四条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）の規定（前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行日のいずれか遅い日（施行期日））

五 第百二十条の次に七条を加える改正規定、第一百二十四条の改正規定（市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長）を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第一百一十八条から第一百三十条までの改正規定、第一百三十七条を改め、同条を第一百三十九条とする改正規定（第一百三十七条を改める部分に限る。）、第一百三十四条を改め、同条を第一百三十六条とする改正規定（第一百三十四条を改める部分に限る。）及び第一百三十三条を改め、同条を第一百三十五条とする改正規定（第一百三十三条を改める部分に限る。）並びに附則第七条から第十三条まで及び第十四条（前号に掲げる部分を除く。）の規定（公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（施行期日））

六 附則（令和二年三月三一日法律第五号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。（施行期日）

附則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。（施行期日）

二 番号利用法第十二条に規定する個人番号利用法第十四条第一項の規定により通知カード所持者（第六号施行日以後当該通知カード所持者に係る記載事項に変更があった者を除く。）である本人（番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。）から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法（次項において「新番号利用法」という。）第十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 市町村長は、通知カード所持者（第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧番号利用法第七条第六項の規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による

いう。以下この条において同じ。」を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一）の提出又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるもの）を含む。以下第十五項までにおいて同じ。」を改めた部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。」、同法第三十七条の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第六十八条第一項から第三項まで、第百六十一条及び第一百六十九条の規定

第一 条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五项まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第十九条の規定 公布の日

十一 附則第九十六條の規定 第五号に定める日 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条

（施行期日）**附 則**（令和二年六月一二日法律第四四号）抄
この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十二条までの規定 公布の日

多くの改正を及ぼすに用賀第ニ回する去る第五十七條の改正規定は、第三条中「文部省の専門の研究者」を「文部省の専門の研究者」に改めたものである。

発こ資するための署名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次

に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附

則第八条の規定
公布の日から起算して六月を経過した日

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(松平家) 支守は、二つ去隼の延丁後三年、一一〇、固し青役の長篠ニ周十の國祭内助可、青役通言支

情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めたときは、その結果に基づいて新規の取扱い方針を定めます。

所要の措置を講ずるものとする。
附 則（令和二年六月一二日法律第五二号）抄

十 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布
 の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
 (第五十五条の規定の施行に伴う経過措置)

第十二条 地方公共団体情報システム機構の施行日以後最初の事業年度の第五十五条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条の規定による規定する年度計画については、同条中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)」の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、

その」とする。
 (戸籍法の一部を改正する法律の一一部改正に伴う調整規定)

第六十二条 施行日が戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、同日から施行日の前日までの間ににおける行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条の二の規定の適用については、同条中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第三項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二章(第八条を除く。)並びに附則第七条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十三の項の次に次のように加える改正規定を除く。)、第九条及び第十五条の規定の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和三年五月一九日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二章(第八条を除く。)並びに附則第七条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十三の項の次に次のように加える改正規定を除く。)、第九条及び第十五条の規定の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和三年六月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の第八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及

び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の三第一項の改正規定(「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四十項第一号」に改める部分に限る。)並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ 及びロ 略

ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定(同条第一項第二号に係る部分を除く。)、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十二条の二第二項の改正規定、同法第五十三条の改正規定(「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。)、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則 (令和四年四月二〇日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年三月三十日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条及び附則第三条から第六条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年二月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の第八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年二月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日

（政令への委任）
第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

附 則 (令和五年三月三一日法律第三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年六月九日法律第四八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、当該規定。以下この条において「精神保健福祉法」などとされる場合に同じ。この施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合ににおけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年六月九日法律第四八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、当該各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条において「精神保健福祉法」などとされる場合に同じ。この施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による。

一 第一条中精神保健及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日

（政令への委任）
第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において「精神保健福祉法」などとされる場合に同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合ににおけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年六月九日法律第四八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第一項、第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第一項、第七項の改正規定（同項中「記載され」の下に「第十六条の二第一項の申請の日ににおいて本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに同法第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第三 略
過措置

四 第二条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中電子署名等に係る地方公

共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第二項の改正規定、同法第三条の二第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第十二条第一号の改正規定、同法第十六条の二第二項の改正規定、同法第十六条の六の改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定、同法第二十二条の二第二項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

五 第二条前条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次条第二項及び第三項において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）の本人の写真の表示については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カ

ードの記載事項については、なお従前の例による。

二 第二条の規定による改正後の番号利用法第十六条の二第一項の申請をした者に係る住民票に当該申請の日において第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後

の住民基本台帳法（以下この項及び附則第五条第三項において「新住民基本台帳法」という。）

第七条第一号の二に掲げる事項が記載されていない場合（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者にあっては、その申請をした者に係る戸籍の附票に新住民基本台帳法第十七条第二号の二に掲げる事項が記載されていない場合）における当該申請に係る個人番号カードの記載事項については、なお従前の例による。

二号の二に掲げる事項が記載されていない場合）における当該申請に係る個人番号カードの記載事項については、なお従前の例による。

前二項の規定の適用を受けた個人番号カードの交付を受けている者に対しても発行した又は発行する番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録の記録事項については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経

過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和六年四月二十四日法律第二一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定（「進学・就職準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。）並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十二条第一項、第八十五条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八条 第一号施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後である場合には、前条中「別表第一の十五の項及び別表第二の九の項」とあるのは、「別表二十三の項」とする。

（政令への委任）
第九条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

附 則 (令和六年六月七日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（デジタル社会形成基本法第二十二条の改正規定を除く。）並びに第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定（第六条）を「第六条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。）及び同法第一章に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条及び第十二条の規定並びに附則第十三条中デジタル手帳設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第一号の改正規定 公布の日

二 第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定（同條ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第八条から第十二条までの規定、附則第十三条中デジタル手

設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

十	都道府県知事、 市長（特別区の区長 を含む。）又は社会 福祉法（昭和二十六 年法律第四十五号） に規定する福祉に関 する事務所を管理す る町村長（以下この 表において「都道府 県知事等」という。）																		で保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令 で定めるもの
十一	厚生労働大臣																		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設にお ける保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十二	都道府県知事																		都道府県知事、 市長（特別区の区長 を含む。）又は社会 福祉法（昭和二十六 年法律第四十五号） に規定する福祉に関 する事務所を管理す る町村長（以下この 表において「都道府 県知事等」という。）
十三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
十四	都道府県知事 又は市町村長																		厚生労働大臣
十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
十六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
十七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
十八	都道府県知事																		都道府県知事
十九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
二十	教育委員会																		教育委員会
二十一	教育委員会																		教育委員会
二十二	司法試験委員会																		司法試験委員会
二十三	司法試験委員会																		司法試験委員会
二十四	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
二十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
二十六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
二十七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
二十八	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
二十九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
三十	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
三十一	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
三十二	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
三十三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
三十四	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
三十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
三十六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
三十七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
三十八	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
三十九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
四十	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
四十一	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
四十二	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
四十三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
四十四	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
四十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
四十六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
四十七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
四十八	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
四十九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
五十	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
五十一	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
五十二	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
五十三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
五十四	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
五十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
五十六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
五十七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
五十八	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
五十九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
六十	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
六十一	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
六十二	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
六十三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
六十四	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
六十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
六十六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
六十七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
六十八	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
六十九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
七十	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
七十一	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
七十二	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
七十三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
七十四	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
七十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
七十六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
七十七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
七十八	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
七十九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
八十	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
八十一	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
八十二	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
八十三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
八十四	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
八十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
八十六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
八十七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
八十八	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
八十九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
九十	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
九十一	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
九十二	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
九十三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
九十四	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
九十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
九十六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
九十七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
九十八	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
九十九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百零一	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百零二	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百零三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百零四	都道府県																		都道府県
一百零五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百零六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百零七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百零八	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百零九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百一十	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百一十一	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百一十二	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百一十三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百一十四	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百一十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百一十六	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百一十七	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百一十八	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百一十九	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百二十	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百二十一	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百二十二	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百二十三	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百二十四	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百二十五	厚生労働大臣																		厚生労働大臣
一百二十六	厚生労働大臣																		

四十四	市町村長又 は国民健康保険組合	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支 給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定 めるもの
四十五	都道府県 知事	国民健康保険法による国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する事 務であつて主務省令で定めるもの
四十六	厚生労働 大臣	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若し くは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加 入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務 省令で定めるもの
四十七	国民年金 基金	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に 関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十八	国民年金基 金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて 主務省令で定めるもの
四十九	独立行政法 人勤労者退職金共済 機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による退職金、解 約手当金又は差額の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十	都道府県知 事	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による知的障害者の判 定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十一	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等 の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十二	住宅地区改 良法 昭和三十五年 法律第八十四号 第 二条第一項に規定す る施行者である都道 府県知事又は市町 村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅を いう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超 過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十三	厚生労働 大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に よる職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若 しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金 若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定める もの
五十四	厚生労働 大臣	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 和三十五年法律第百四十五号）による登録販売者の登録に関する事務であ つて主務省令で定めるもの
五十五	市町村長	薬剤師法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による避難行動要支 援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳 の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六	都道府県知 事等	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による児童扶養手当 の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十七	国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納 稅の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に 規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服

五十八	社債、株式 等の振替に関する法 律第二条第二項に規 定する振替機関	審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定める もの
五十九	地方公務員 共済組合又は全国市 町村職員共済組合連 合会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給 付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給 又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年 法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主 務省令で定めるもの
六十	厚生労働大臣	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号） による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十一	市町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用 の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十二	厚生労働 大臣	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による援護に関す る事務であつて主務省令で定めるもの
六十三	都道府県 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による 資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十四	都道府県 臣又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養し ているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で 定めるもの
六十五	都道府県知 事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて 主務省令で定めるもの
六十六	厚生労働大 臣又は都道府県 知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四 号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定め るもの
六十七	都道府県知 事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特 別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 三十四号。以下この表において「昭和六十年法律第三十四号」という。） 附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定 めるもの
六十八	厚生労働 大臣	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特 別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 三十四号。以下この表において「昭和六十年法律第三十四号」という。） 附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定 めるもの
六十九	厚生労働 大臣	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）による理学 療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十	市町村長	導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康新生児の訪問指 導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又 はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて主務省令で定め るもの
七十一	厚生労働 大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号） による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

七十一の二 都道府県知事	都道府	製菓衛生師法（昭和四十一年法律第二百五十五号）による製菓衛生師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十二 厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十三 厚生労働大臣	厚生労働大臣	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による再就職援助計画の認定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十四 厚生労働大臣	厚生労働大臣	災害補償基金
七十五 地方公務員灾害補償基金	石炭鉱業年金基金	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六 地方公務員灾害補償基金	石炭鉱業年金基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六の二 厚生労働大臣	厚生労働大臣	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七 全国社会保険労務士会連合会	全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七の二 都道府県知事	都道府	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練指導員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七の三 厚生労働大臣	厚生労働大臣	職業能力開発促進法によるキャリアコンサルタントの登録又は技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八 厚生労働大臣	厚生労働大臣	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八の二 厚生労働大臣	厚生労働大臣	柔道整復師法（昭和四十五年法律第二十号）による柔道整復師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八の三 経済産業大臣	経済産業大臣	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十九 預金保険機関	預金保険機関	情報処理の促進に関する法律による情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十 厚生労働大臣	厚生労働大臣	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十一 市町村長	市町村長	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による視能訓練士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十二 厚生労働大臣	厚生労働大臣	児童手当法（昭和四十六年法律第七十号）による児童手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十一の二 厚生労働大臣	厚生労働大臣	二条第一項に規定する免許をいう。）又は労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

八十二 農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四八年法律第五十三号）による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十二の二 市町村長	災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十三 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付若しくは育児休業等給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十四 厚生労働大臣	作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）による作業環境測定士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十五 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十年法律第八号）による後期高齢者	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十六 厚生労働大臣	未払賃金の立替払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十七 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保險の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十八 厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十九 厚生労働大臣	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による臨床工学技士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十 厚生労働大臣	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による義肢装具士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十一 厚生労働大臣	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十二 出入国在留管理庁長官	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）による港湾労働者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百五の二 国土交通大臣	百六 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）によるマンション管理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
人医薬品医療機器総合機構	百七 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十四 独立行政法人日本スポーツ振興センター	百八 国民年金基金連合会	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十五 独立行政法人農業者年金基金	百九 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十六 独立行政法人農業者年金基金	百十 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十七 独立行政法人市町村長	百十一 市町村長	健康増進法（平成十四年法律第二百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十八 独立行政法人農業者年金基金	百十二 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	百二十 独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第十七条第一項の委託を受け得る事業の実施であつて主務省令で定めるもの

				十二項に規定する試験実施指定都市の長
百三十一 知事	都道府県	百三十一 文部科学大臣	百三十一 文部科学大臣又は厚生労働大臣	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百三十三 知事	都道府県	百三十四 内閣総理大臣	百三十五 公的給付	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百三十六 機構	預金保険百三十六 機構	百三十六 行政機関の長等	百三十六 行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの 預貯金口座の登録等に規定する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等
百三十六 機構	預金保険	百三十六 行政機関の長等	百三十六 行政機関の長等	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの